

建設水道常任委員会

平成21年11月13日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎浦野 圭司	○紀 良治	宮崎 和彦
中川 靖広	里川宜志子	木田 守彦
中西 議長		

2. 理事者出席者

副 町 長	芳村 是	総 務 部 長	池田 善紀
都市建設部長	清水 建也	建 設 課 長	加藤 保幸
同 課 長 補 佐	角井 敏文	観 光 産 業 課 長	川端 伸和
同 課 長 補 佐	井上 究	都 市 整 備 課 長	藤川 岳志
都市整備課参事	今西 弘至	同 課 長 補 佐	井上 貴至
上下水道部長	谷口 裕司	上 水 道 課 長	清水 孝悦
下 水 道 課 長	上田 俊雄		

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
-------------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 里川委員、木田委員

委員長

おはようございます。建設水道常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

副町長の挨拶をお受けいたします。

芳村副町長。

（ 副町長挨拶 ）

委員長

最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、里川委員、木田委員のお二人を指名いたします。お二人には、よろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりであります。

初めに、1. 継続審査としまして、（1）陳情第1号、公共下水道事業に関する陳情書についてを議題といたします。

この陳情書につきましては、9月の開会中の委員会で、早急に結論は出さず、委員それぞれが、さまざまな角度からもう一度精査・研究しまして、町民のご意見も聞くなか、調査研究したうえで慎重審議をし、結論を出していきたいということで、継続審査にした経緯がございます。

委員の皆さんにはそれぞれ調査研究をされたことと思いますので、これから皆さんのご意見を、ここでお聞きしたいと思います。

木田委員。

木田委員

資料をもらった中で、斑鳩町・平群・安堵は10万円とかいうふうになってはいますが、他の地域をみたら、使用料というんですが、斑鳩町は120円ですよね、立方メートル当たり。その他の地域に比べたら、400円とか、一番安い所は天理は94円なんですけれども。高いところやったら、700円、800円ということがありますからね。そ

したら、年間に直したら、かなりの負担になると思うんですけれども。これは、ずっとそういうふうな徴収の仕方で行われていたら、斑鳩町は一時的に10万円出しても、毎月負担していく方が、ずっと年数を重ねていったら必ず高くなるのではないかなと思うんですけれども。これいつから始めておられるのかね。水道料金に上乗せしてというような形やから、水道料金もそれだけ高いのかなと思うんですけれどもね。町民が負担がそんなんで減るといことは考えられへんねけれども。とにかく斑鳩町が10万円、10万円ってこだわっているけれども、これは一時的な負担であって、これからの年数を考えたら、750円、1立米使っているだけでも、おおかた8千円か9千円ということになったら、かなり負担は水道料金に上乗せしたら増えてくると思うんですけれども。その点を、まあどっちが得か言えば、私は、一時的な負担のほうが、あとあと水道料金に上乗せするというようなことは、まず今の状況ではあんまり水道料金に負担が増えていくといことは考えられへんから、そのほうが私はいいと思うんですけれどもね。

委員長 理事者のほうからどうですか。 谷口上下水道部長。

上下水道部長 今、木田委員さんがご意見賜りました件につきまして、まず1点、700円とか800円とかご説明いただいた分につきましては、おそらく、吉野3町のことだと思いますけれども、これは負担金ですね、ということです。斑鳩町で言います加入負担金10万円、これは加入するときの1回きりのものをご理解いただきたいと思います。そして700円とか800円、それは平方メートル当たり、700円とか800円という金額で、吉野3町は設定しているというものでございますので、1回きり、斑鳩町と同じ1回きりのものであると。そして、120円といひますのは使用料ということで、1立米当たり使用料プラス消費税ということで、公共下水道を使用している限り、支払いただく金額ということでございます。ですから、さきほどおっしゃいましたように、1回きりの金額というものと、その後使用する限り続く金額という、そのあたりのご理

解いただきたいというものと。負担に関しては、それぞれの自治体によりまして負担割合が違いますので、斑鳩町につきましてはあくまでも120円プラス消費税、それは使用料として賦課させていただいておる、そして10万円については1回きりの金額で加入金としていただいているとご理解いただきたいと思います。

木田委員　　ちょっと私勘違いしておりましたけれども。そしたら、土地っていうんですか、自分の敷地が仮に100坪あったら、それ330平米にこれをかけたら、それが負担金になると理解してよろしいんですか。

上下水道　　はい、そう理解していただいて結構です。

部長

委員長　　それは敷地全体ですか。建物が建っている部分ではなくて。

上下水道　　吉野三町とか、他の平米当たりで賦課しているところにつきましては、部長　敷地全体ということをご理解願いたいと思います。

委員長　　そうしたら、例えば吉野町でいえば750円平方当たりと書いていますので、1000平米で、300坪ほどのある敷地があると思うんですけれども、75万円ということでご理解してよろしいですか。

上下水道　　はい、そういう形でご理解していただいて結構です。

部長

委員長　　他にご意見ございませんか。　　里川委員。

里川委員　　ちょっとお尋ねしたいんですが、斑鳩町の場合、使用料の設定を1立米あたり120円、消費税を載せたら126円で、うち県へ58円80銭という金額で、これも消費税込みの金額になると思うんですけれども。この場合、流す所というのは、県の施設、全県的に見たらいろいろあるんですけれども、これはどこの市町村もまったく同一料金で、県のほう

の使用料は払っているというふうに認識しておいていいのかどうか、お尋ねしておきたいと思います。

下水道課
長
里川委員

はい。県への使用料につきましては、各市町村同じでございます。

それと、この陳情書を見る中で、入札制度の改善をして、ということも書かれています。これについては、私たちもいろいろ入札について、これまで一般質問でもいろいろ質問させていただいたこともあります。その後、副町長を筆頭に、いろいろ研究していただいて、郵便での入札とかも取り入れていただいたり、いろいろ検討もしていただいて、前へも少しずつは進んできてるかな思っているんですが。ただ、指名競争入札を行うということについても、いろいろこの陳情を出してこられた方も言っておられたんですけども、一定の会社の信用というんですか、経審の点数というのもありますけれども、やはり大事な税金でお任せする工事について町が指名をするということに、今の状況ではなっているのかなと。けれども、先日、指名競争入札したにもかかわらず、低入札で行ったところが、低入札の調査をしたら、失格にしたということで。次点のところと契約するというような運びになったという経過がこのあいだございましたが。そのことを捉えまして、入札制度の改善ということも、いろいろと研究せんとあかん問題ですけれども、そうやってやっても、今いったようなことが起こるということでは、本当に今、企業、大きいところでもいろいろ難しいこともありますし、他のことでもひっかかって、警察のほう事情聴取されたりして契約できなかったり、これまでも法律違反された会社と契約できなかったとか、いろんなことがあるんですけどもね。今後の入札について、こないだのことも踏まえましてですね、何か担当課なり、入札制度を研究している町のプロジェクトなりで、その点について何かいろいろ話し合いをされてきたのかどうかについて、そのへんを確認をさせていただきたいと思います。

副町長

入札制度につきましては、これまで改善に向けて、我々は協議をし、

透明性・競争性を保つために努力をしてまいりました。そういうことで、今後も入札手法というのは多くあるわけでごさいます、入札手法を考えながら、斑鳩町にあてはめていくということこれから考えていかなければならないと、このように考えています。これにつきましては、資格委員会をもちまして、さらに進めてまいりたいと思います。さて、今ご質問ございました指名をして、そして応札をした、ところが開けてみれば、条件に合わない。そのために、低入札ですから、調査をした。その調査のなかでは、国で定められた法律で行える技術者等が配置できないと、こういったことがございました。そういうものについては、やはり失格ということで、適正な工事をしてもらえないということから、失格というとしたと。そして2番手に応札された業者につきまして、契約するというで進んでおるわけでごさいます。たいがい今までは、そういう技術者がおらないところについては、みんな辞退していたということが多かったわけでごさいます。今度は、そういうことはなしに、ボンと来たということでごさいますので、今後、このようなことについても十分検討していかなければならない。また、業者内の調査も、事前にわかるものは、事前にわかるような対応をした入札制度に改めていかなければならない、このように考えておりました、これにつきましては、さらに検討いたしまして、前進に向けた形で取り組んでまいりたいと考えております。

里川委員 最近ですね、建物については割合、落札率が高いんですね。いろんな原料など、材料の高騰が言われまして、なかなか低い落札というのは、全国的に見てもない。けれどもその反面、下水に関しましては割合、最近、低く落札が推移しているんですが、安かろう悪かろうでは困ります。長期的にしっかりした施設として、運営していつてもらわないと、町民にね、余分な補修、補修となりましてね、余分なお金がかかったり、迷惑がかかったりするかと思っておりますのでね。入札をする場合、企業につきましては、やはり十分に今後もきちっと見ていっていただく、そして入札制度のよりよい改善をする努力をしていっていただいて、信用のある

事業者さんに参加していただいて、できるだけ低く落札してもらえりょうな、競争原理が働くような入札、その理想を求めて、鋭意努力を今後もしていっていただきたいと思っております。

副町長 当然、そういうことで進めてまいりたいと考えているところでございますけれども、やはり先ほども申しましたように、入札方式というのはいろいろございます。先般、総合評価入札制度ということも採用いたしましたけれども、なかなかこれも難しい。というのは、そういう制度を制定して、そして入札制度を設けた場合に、1社しか該当しなかったということもございまして。そこらも含めて、今、里川委員がおっしゃるようになりますね、また、適切な業者を指名競争入札は指名すると。また、条件付の一般競争入札につきましては、当然、先ほど申しあげましたように、業者の内容を事前に把握して、そして参加をきちっとしたチェックをしていくと、このように思います。

里川委員 もう1点ちょっと確認させていただきたいんですけれども、下水道の使用料につきまして、私たち、一般排水について、私たち、一般住民については一般排水のところしか見ていなかったんですけれども、資料を出していただきまして、中間排水とか、特定排水とか、金額の設定していただいているわけなんですけれども。この排水の幅がね、非常に市町村によって大きくばらつきがあるように思うんです。このへんですね、例えば斑鳩町で言えば、中間排水の利用というのが実際あるのか、特定排水というのも利用があるのか、また今後見込んでいるのか、ということと、また料金の幅の大きさの違いについては、私たちはどのように考えたらいいのかなということが私たちにはわかりにくいものですから。このへんの料金のばらつき、どうなってるのかなという点についても、担当のほうからご意見をお聞かせいただけたらと思うんですが。

下水道課長 現在、斑鳩町におきましては特定排水を使用していただいている方はございません。特定排水と申しますと大きな工場が主流となってきま

すので、斑鳩町内には現在ございません。そして、中間排水につきましては300立米以上を流されているということですので、主に事業所が値するわけでございますが、その事業所についても現在つないでいただいている事業所は4～5社という形になりまして、現在1000立米までの事業所が流されております。そして幅につきましては、各市町村の考え方、126円の考え方と同様でございますが、斑鳩町としても、なるべくご家庭で使われる水につきましては、126円に抑えまして、そして中間排水を流される事業所につきましては、なるべく営業といたしましては使っていただいて、公共下水道の特別会計が経営が順調にいくようにというように設定いたしておりますので、幅につきましては、特定・一般排水を見る中で、中間排水を割合に決めたものでございます。

委員長 他の委員の方、せっかくの機会ですので、精査していただいて、感じるところとか、質問も含めて。 中川委員。

中川委員 税務課の担当になると思いますけれども、これ評価額、土地の評価額を見直すときに、公共下水道を整備されている土地と、されていない土地との何か反映されるところはあるんですかね。

総務部長 評価については、標準の鑑定をとっていきます。鑑定をとる場合につきましては、道路関係、水道関係、また公共下水道の都市整備の整備状況が勘案されてきますので、入っているところと、入っていないところについては少し差が出てまいります。

委員長 よろしいですか。他どうですか。

(な し)

委員長 暫時休憩します。

(午前9時22分 休憩)

(午前9時25分 再開)

委員長

再開します。

本陳情書につきましては、委員皆様のご意見をお聞きする中、今まで慎重審議していただいたんですけれども、12月定例議会におきまして結論を出していくと。陳情者に対して回答していくという方向にしたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

委員長

はい、ありがとうございます。

里川委員。

里川委員

結論として、委員会としてはそういう方向で審議するという事で結構なんですけれども。すみません、もうひとつだけ質問をさせていただきたいんですけれども。どちらにしましても、私は平成14年の12月にこの条例をつくったときに、低所得者対策ということについては、町に対してずっと申し上げてきました。国のほうもですね、生活保護の受給家庭につきましては減免するというような制度を採り入れるということで、それに対して、市町村への補助等もあると思うんです。ただ、せっかくそうやって整備していった、つないでいただくに当たって、生活保護は受けていないけれども、本当にたいへんな生活をしているというご家庭が、実際、事業が進んできたらあるんですね。私もそういうご家庭を見ているんです。ですから、そういう、つなぎたくても、つなげないという、そういったご家庭についてどういうふうにしていけるのか、ということが、今後、課題なのかなというふうに思います。この加入負担金については、応益負担をしていただいているんだと。つなぐということについて、整備ができていないところでは、つなぎたくてもつなげない。だけど、じゃあ逆に整備はできているのに、自分とこの暮らしが

苦しいために、障害者で障害年金しかないから、生活保護も受けずになんとか生活はやっているけれども、つなぐことができない、それだけの余裕がない。こんなご家庭について、どういうふうにやっていけるのか、というのは、条例を決めたときから、ずっと思ってたんですが、実際に動き出すとそういう家庭が見えてきたんですね。そういうご家庭に対しての対策というものを今後考えていかんければならないのかなど。生活保護を受けんとがんばってはるご家庭。でも国は、生活保護受給家庭については、私たちもそれは言うてきましたけれども、それについては減免することができてもね、本当に、この点について検討が必要な問題なのかなというふうに思っております、ここをなんとかしていきたいと私は考えているんですが。これについて、担当のほうで何かご意見なり、これまでの動向なりでおっしゃっていただけることがあるのなら、お答えいただけたらと思います。

下水道課
長

町におきましても、現在、障害者の方、高齢者の方、低所得者の方につきましての対策として、排水設備をしていただく制度といたしまして融資あっせん及び利子補給制度を設けております。また、加入負担金に関しましても、生活扶助を受けている方につきましては免除をいたしております。また県の社会福祉協議会の制度によりまして、生活福祉資金貸付制度というものもございまして、障害者の方、低所得者の方、高齢者の方に必要な経費50万円を無利子で貸し付けるという制度もございまして、そういった制度をご利用いただきたいということを考えております。ただし、今後もその状況につきましては、全国的にもそういうことが課題となっている状況でございますので、斑鳩町としましても検討をしてまいりたいと思います。ただし、現在の補助、新しい助成制度につきましては、当然これ財源が必要となってまいります。このなかで、国・県からの補助等はございませんので、町単独で助成することは難しいというふうには考えております。そのなかで今後検討していくということも継続して行いたいと思っております。

里川委員

せっかく整備されたのに、そういう事情でつなぐことができないというご家庭がどのくらい出てくるかということについて、私もこれから、担当のほうに逐一聞かしていただきながら、そういうお悩みがあった場合ですね、どういうふうに相談にのって行って、どういうふうに行けるかということ。実際、私も1軒の方、そういう方いらっしゃる現実も見ていますので、今後もそういう方たちがでてくるのではないかなと。それを何年も早くに整備できているのに、何年もそのご家庭だけ放っておくというのは、逆にその地域のみなさんがその施設を利用できているのに、できない人をつくるということについてはね。自分の意志でしないという人ではなくてね、したいのにできないという、そういう方をどうできるだろうかと。このことについては、もう少しね、今後もみなさんにご相談しながら、追求していかなければならない問題かなと考えているということだけ申し上げておきたいと思います。

委員長

ほか、よろしいですか。

(な し)

委員長

そうしましたら、陳情第1号については、以上で終わっておきます。次に、(2)都市基盤整備事業に関することについて、①公共下水道事業に関することについてを議題といたします。理事者の報告を求めます。上田下水道課長。

下水道課長

それでは、公共下水道事業に関することについてご報告させていただきます。資料1-1をご覧くださいませでしょうか。平成21年度の公共下水道工事箇所図でございます。

まず、神南3丁目から神南5丁目地内で進めております2工区-1工事、図中黄色路線につきましては、施設の築造が終わり、道路の復旧とあと片付け作業を行っております。進捗率は95%となり12月14日の竣工にむけて進めているところでございます。

次に、神南3丁目地内 2工区-5工事 図中青色路線、及び龍田2丁目地内 4工区-4工事 図中オレンジ色路線、龍田西6丁目地内の1工区-11工事 図中紫色路線につきましては、全ての工事が完了いたしまして10月30日に供用を開始いたしております。

次に、神南3丁目地内の 2工区-3工事 図中赤色路線、2工区-4工事 図中茶色路線につきましては、現在、下水道本管の埋設工事を進めているところでございます。

また、本年度の後期に発注いたしました工事につきましては、龍田西6丁目地内 1工区-12工事 図中うす黄色路線と興留9丁目地内の19工区-6工事 図中水色路線につきましては、家屋調査と地下埋設物調査を実施いたしているところでございます。

そして神南3丁目地内 2工区-6工事 図中黄緑色路線、龍田南2丁目 5工区-1工事 図中緑色路線、興留1丁目 14工区-9工事 図中桃色路線につきましては、8月27日に入札を行い、低入札調査価格を下回ったことから9月10日に低入札調査を実施するとの報告をいたしておりましたが、その後、全ての工事を応札した株式会社 鍛冶田工務店に対し調査を実施いたしました。調査の結果、応札された工事費積算根拠について、明確な回答がなかったことや、配置予定技術者に必要な資格を有していないことなどから、適合した履行がされないおそれがあると認めました。このことから、適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の措置として低入札価格調査制度に係る事務取り扱い要領の第8に基づきまして、契約審査委員会においても調査を行いました。その結果、契約審査委員会の調査におきましても、同様に最低価格入札者は、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めましたことから、低入札価格調査制度に係る事務取り扱い要領の第10に基づきまして、最低価格入札者を落札者とせずに、次の順位者を落札者と決定いたしております。

次の順位者は、14工区-9工事では、宮崎建設株式会社 請負額4,107万3,900円、5工区-1工事は、株式会社中谷組 請負額3,524万5,350円、2工区-6工事は、株式会社二隆建設 請負額は

3,349万5,000円となっております。なお、いずれも応札額は、低入札調査価格を下回っておりませんので調査は実施せず10月21日付けで各工事について請負契約を締結し、工事に着手いたしております。現在、打合せ及び現地調査を実施いたしておるところでございます。

続きまして、公共下水道接続申請状況でございます。資料1-2をご覧ください。平成21年10月31日現在の状況でございます。

申請受付件数が1,874件、利用世帯数は2,100世帯となっております。平成21年度に入りまして173件の申請をいただきまして接続率は2.1%増え、56.5%でございます。また、融資あっせん利用総数につきましては総数31件、浄化槽雨水貯留施設転用申請につきましては、総数が22件でございます。今後も、啓発活動に努め、接続促進を図ってまいりたいと考えております。以上で、公共下水道事業に関することについてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
里川委員。

里川委員 融資あっせん事業総数ですね、今回1件あって、動きがあって、31件ということで。これまで融資あっせんを利用したいけど、利用しにくいというような問題があって、そのときに、いろいろ私たちももう少し改善できないのかという話をしてきた経過もあるんですけども、それについては、ちょっと条件などを緩和とかはされたんでしょうか、そのままですか。

下水道課長 融資あっせんの制度につきましては、やはり一番ネックとなりますのが、保証人の関係をひとり立てていただかなければならないということがネックになっておりました。これが、やはり銀行との協議によりまして、銀行からの条件としてついておりますことから、これをなくすということはなかなか難しい状況でございます。そのなかで、町といたしましてもなるべく保証人なくということは調査いたしておりまして、さき

ほど申しました県の社会福祉協議会の社会福祉資金貸付制度というものがございまして、これにつきましては、50万円が限度となる無利子貸付になりますが、保証人がない場合につきましても、保証人がない場合は無利子ではなくて、若干の1.5ほどの利子がかかるという条件ではございますが、ただ低利率で貸していただけるということでございますので、これも含めてご案内させていただくということを行っております。

里川委員 銀行さんの関係と、県の社協の関係で言うと、保証人さんっていうのは、別に県内の方でなくても、どこの方でもいいんですかね。書類の提出さえあれば、それでよろしいんですか。

上下水道
部長 今、課長が説明いたしましたように、一番ネックになるのは、保証人を立てるということになってくるかと思えます。ただ従来、身内であるとか、息子さんであるとか、娘さんであるとか、いろいろな親族を中心に考えておられた銀行さんの考え方もございました。その中でもやはり、我々といたしましても、広く利用していただくために、そのハードルを若干低くしていただきたいと協議した結果、若干低くしていただいた。といいますのは、お隣同士でも保証人になり合えると。それが例え、お互い年金受給者であっても、それはオッケーであるというような形で、銀行サイドとご相談させていただきました。ただ、個人情報関係もあって、いろいろと書類上の調査、いわゆるブラックリストに載っているかどうか調査できない状況でございます。そういうようなことから、保証人は必ず銀行で同席していただいて、同じように契約をしていただいと、いう手間は、これはどうしても避けることができないということでございます。しかし、先ほど説明させていただきましたように、できるだけハードルは低くしていただくというような協議は進めたという状況でございます。

委員長 よろしいですか。他にございますか。

(な し)

委員長

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。本件につきましては、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、②都市計画道路の整備促進に関することについて、理事者の報告を求めます。 藤川都市整備課長。

都市整備
課長

それでは②都市計画道路の整備促進に関することについて報告を申し上げます。

いかるがパークウェイについて報告させていただきます。稲葉車瀬地区で進められております道路改良工事でございますけれども、順調に工事が進められておりまして、また、稲葉車瀬地区で残ってございました事業用地の買収でございます。1件残っていたわけですが、先日、契約の締結をさせていただきます。用地契約につきましては100%ということになってございまして、現在、地権者におかれまして、取得地内の支障物件等の移転に必要な転用などの手続きを進められているところでございます。この移転が終わりまして、その後発掘調査が実施されまして、道路改良工事と進められる予定であります。

次に、岩瀬橋上部工事についてでございますけれども、すでに架設をされております26本の橋梁につきまして、一体化をするために床版工と横組み工、地覆工等といった施工が現在のところ終了しておりまして、今後、橋の上面に設置いたします高欄を設置するという工事がなされまして、今回発注されております工事につきましては、この11月末をもちまして終了するというところでございます。以上 都市計画道路の整備促進に関することについての報告でございます。よろしくお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。

木田委員。

木田委員 予算委員会の中でもね、都市計画道路の政権が代わったがためにね、中止になるようなことも心配されるというような意見も出ておったと思うんですけども。今、竜田川のところまで順調に工事が進められているということなんですけれども。そういう心配は全くないのかどうかということについて、聞かせていただきたいと思います。

都市整備
課長 今、ご質問いただきました件でございます。具体的にですね、いかるがパークウェイにつきましてもどのようなになるかどうかについて、たびたび国土交通省や国道事務所のほうにも問い合わせをしているところがございますけれども、国道事務所のほうでは、現在、政権が言っておりますことに対する影響がどうなのかといったことは、わからないと言っております。来年度に向けます概算要求につきましてもされておるわけですけれども、これに関して具体的な見直しであったり、そういったことについては、現在のところ触れられていないというふうには聞いております。以上でございます。

木田委員 そういうことであれば、尚のことやっぱり心配するのは、途中で予算が通らなかったらということになったら、あのような状況で終わってしまうというんか、中止になってしまったら、これから先、その道路をどういうふうにご利用していいんかね、やっぱり心配やなと思いますねんけれども。それだけの情報しかあらなければ、仕方ないけれども。おそらく、皆さん方も心配しておられると思いますけれども、できるだけそんなんが、陳情していけるのであれば、やっぱり国に対して、それとか政権に対して陳情していかなければいけないというふうに思いますねん。あの今700mですか、延長されている、あと600m完成している道路と、1300mほどですわな。それだけ完成したから、もうそれで中止やということになれば、それこそ町としても損失やし、国としても、そんな中途半端な状況で放っておかれるということは、たいへんな損失やと思いますねんけれども。今の政権で考えておったら、ダムとかのあんなん

の架橋工事なんか、現場も見えていないし、テレビで報道されているだけやからわからないですけども。ああいうふうな状況で放っておかれたら、反対に、災害とか起こった場合に、誰が責任持つのかなあと感じますし。できるだけ促進してもらえるように、理事者のほうにも頑張ってもらいたい。我々もそれに応援していきたいなと思いますねんけれども。とにかく早いこと事業を手がけたら、やっぱりやっていただきたいなということで。それと、何回も申し上げておりますねんけれども、法隆寺線のあるところもね、あの一部だけですやん。それをできるだけ早いこと解決していただいて、供用できるようにお願いしたいなと思いますけれども。それに対して、町はどういうふうに今後考えていって来てはいいのか、その点について、お聞かせいただきたいと思います。

都市建設
部長

木田委員、たいへんご心配いただいております。私どもといたしましても、一昨日から始まっております事業仕分けの中で削減なり事業廃止であるとか、いろいろ情報が入る中でたいへん心配しているところでございます。なおかつ、国土交通省自身もですね、現在、全国の550箇所の工事のうち200箇所について凍結をする方針を出したとか、そういうマイナスの情報ばかりが耳に届いている状況でありまして。今のところ、奈良国道管轄の国道についてはそういった情報は入っていないという現実でございまして、先ほど藤川課長が申し上げましたとおりでございまして。今後、ますますそういった中で、いろいろな情報が入ってくると思います。さきほど木田委員の口から力強く「陳情、私らも行ってもいい」といったことも言っていただきましたが、町としては、こういった事業を存続していただくように要望してまいりたいと考えておりますし、奈良国道自身といたしましても、今現在工事を行っている箇所以外にも県道から西中心にやっていただいているわけでございますけれども、東側についても予備設計をする等々の発注を今していただいているというふうにも聞いております。奈良国道自身がそういった形で積極的に動いていただいているという状況を拠り所としながら、今後もそうした要望を続けてまいりたいと考えております。また、法隆寺線に

つきましても、今後も努力を重ねてまいりたいと考えておりますので、またご支援をよろしくお願いしたいと思います。

委員長 よろしいですか。ほかに。 里川委員。

里川委員 ちょっと疑問に思ったことなので、確認させてほしいと思います。パークウェイの小吉田のモデル区間のところのライトを、以前から私はあんなようけ点ける必要ない言うて言うてきた、そして間引きして点けていただいたりしてたこともあるんですが。最近道の東側半分が電気点いてないんですね、まったく。それはなんでなんかなって、ちょっと思ったんで、地元との関係なのか何なのか、ちょっとお聞かせくださいとうございました。

都市整備課長 今おっしゃっていただいたところでございますけれども、晩の10時までではですね、たしか1個おき、全区間が点いていると思います。西側につきましては防犯面等で住民の方々から全灯せえといったご意見もありましたことから、今現在10時以降は全部点いてございます。ご指摘いただきました東側の区間につきましては、10時以降は確かに全部消えている状況でございます。この状況につきましては今現在これに対する苦情等ですね、いただいてない状況ですので、当面ちょっと様子を見ていきたいというふうに思っております。

里川委員 それについては、防犯上ということも勘案してということなので、それはそれで結構だと思います。10時以降必要がなければ消しておくというのは、それも大事なことです、今後も慎重に運営やっていただいたらいいと思います。

それとですね、こないだちょっと気がついたんですが、公民館のほうから法隆寺線で南向いて行きますとですね、パークウェイのところ、今はT字路になってますけれども、パークウェイ側が道路に「止まれ」って書いてあるんですけどもね、意外と止まらんと行かかりますね。曲

がる時ね、こっちまっすぐ南下りて行っている方が止まらんでええわけ
ねんですが、直線やし、ところが曲がるのに、止まれになってるのに、
ちょっと止まらずに行く車っていうのを、なんべんも私もよく通るもん
ですから、生き生きプラザ行く時に、よくちょっと見かけててね、これ
危ないのかなってかえって道路が広い分ね、わりと皆さんが横着に考
えてはんのかなと思ったり、ちょっとそういう心配もしてるどころなん
ですが、そういう現状については担当のほうではどういうふうに認識し
ておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

委員長 清水都市建設部長。

都市建設 法隆寺線が供用されるまでは、ご存知のようにモデル区間からそのま
部長 ま町道のほうにそのまま回れたということから、そういった習慣的なこ
ともあるかと思っています。今はおっしゃるようにパークウェイ側が一時停
止という形になっています。なかなかそれを守っていただけないドライ
バーが多いという状況もあるかもわかりませんが、これにつきましては、
交通安全上のことでございますので、西和警察とも十分協議をし
ながら安全対策について協議をしてまいりたいと考えております。

里川委員 パークウェイ側から町道へ出るところも見通しもちょっと悪い部分も
ありましてね、私らも慎重にあそこも出ていくんですけれども。本当に
道が大きくなってかえって、変に事故が出てきたというようなことのな
いようにね、できるだけ交通安全に心がけていただきたいと思います。

委員長 他、よろしいですか。

(な し)

委員長 ないようですので、本件につきましては一定の審査を行ったというこ
とで終わっておきます。

次に、③ J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 今西都市整備課参事。

都市整備
課参事

それでは、J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することの進捗状況につきまして、報告させていただきます。

はじめに、2号線の関係でございますが、7月5日（日）に市街地部の関係自治会を対象に計画概要について説明会を開催させていただきました。このことにつきましては、8月の委員会で報告させていただいておりますが、その説明会以降におきまして、駅前広場整備計画の範囲に影響があると思われる地権者への個別に対応を行ってまいりました。その対応では主に計画に対する個々のご意見やご意向をお聞きするとともに、より精度の高い計画資料を作成するための測量調査の協力も併せてお願いしてきたところでございます。

この市街地部分の現状の土地利用形態といたしましては、北側では主に駐車場や駐輪場、また共同住宅等の経営をされておきまして、比較的大きな区画によって形成されております。また一方南側地域では主に戸建住宅等によりまして、この市街地部分を形成されております。これまでの個別対応の状況といたしましては、戸建住宅にお住まいの方々の大半は、現在お住まいされている住宅と同規模程度の移転先、代替地でございますが、駅の近くで希望したいといった条件に沿って事業には前向きに協力するとの意向を示していただいております。また、駐車場等を経営をされている方々からは、駅前といった好条件であるとのことで、基本的には現状のままで良いとの考えでおられます。そのことによっても、整備後におきまして同様の場所で営業を続けられるよう望んでおられますことから、町といたしましても県の方とも整備手法について協議を行いながら検討を行い、さらに今後も引き続き皆様方のご意見等もお伺いしながら、方向性を出してご理解を求めてまいりたいと考えております。

続きまして、新家地区土地区画整備事業でございますが、現在、組合設立に向けて準備委員会を結成されるべく、現在までの地権者全員の参

画同意を取得されまして、計画概要等の整理や今後事業を進めるに当たりましての業務代行方式を検討されておりますことから、この代行者選定に向けても現在準備を進められているところの状況であります。

続きまして、北口の5号線でございますが、本年度におきましては路線東側で2物件の用地補償の契約を行い、現在まで建物の移転を行っていただいているといった状況でございます。この東側部分の残りの事業用地につきましても現在までの交渉によりまして、大筋了解を得られておりますので、平成22年度には契約の締結をお願いいたしまして、部分的に整備工事を進める予定といたしておるところでございます。

またこの路線西側についてでございますが、拡幅に伴います影響する建物もございますので、関係者の方々に対しまして建物等の調査を進めることにつきましても協力をお願いをしまして了解が得られている状況でございますので、この調査につきましても22年度に実施する予定といたしております。

また、この5号線でございますが、電線事業者の電柱等が複数に建てられている状況でございますことから、バリアフリー化の推進による快適な歩道空間の確保や駅前の景観整備という観点から、この路線の整備とあわせまして、電線類の地中化事業の実施に向けても検討を進めております。現在、第6次無電中化整備計画路線として、奈良県のほうとも手続きを進めるとともに、関西電力やNTT等の関係電気事業者に向けて、参画の確認も現在行っているところでございます。

以上簡単ではございますが、JR法隆寺駅周辺整備事業に関することの報告とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。

木田委員。

木田委員 法隆寺駅周辺整備事業ということなんですけども、私、仮に大阪とか奈良行こうと思ってですね、自動車乗っていったら一時預かり、月極め預かりしはるとこは何か所かありますねんけども、一時預かりというよ

うな何見当たらないんですけども、それは今現在そういう場所はあるんですかね。

都市整備 駐輪場はご存知やと思いますねんけど、自動車のほう、ちょうど駅前
課参事 南広場の南側で一時預かりの駐車場を運営されている方がございます。

木田委員 それは必ず行ったら停まれるっていうような状況なんですかね、何台
ぐらい止められるんですかね。

都市整備 一時預かりとして経営されておまして、現在およそ70台かその辺
課参事 の収容台数を確保されているといった状況でございます。

委員長 他、ご意見ございますか。

(な し)

委員長 ちょっと、ひとつすいません。無電柱化、地中化という話しでござい
ましたけども、それ補助金割合的なものは。

都市整備 補助金と言いますか、現在5号線の整備いたしております、これは地
課参事 域活力基盤創造交付金といった形で行っております。この補助金を利用
しながら整備計画と合わせて実施していきたいというような形になると思
います。

委員長 割合は。

都市整備 電気事業者との負担割合につきましては、今後電気事業者と協議の上
課参事 で決めていきたいというふうに考えております。今言えますのはだいた
い四分六ぐらいかなというふうには感じておるんですけども、実際どう
いった設定内容になってくるのか今のところ不明ですんで、今後また協

議によって進めていきたい。

委員長 4割が町ですか。

都市整備
課参事 6割が町です。

委員長 今、東側だけ進めるとおっしゃったけども、西側も今後計画されるんですか。

都市整備
課参事 両サイドにももちろん今後歩道を設けていきますんですけども、これも地域全体で、関西電力、あるいはN T Tの関係、参画をもしされる事業者の方々の配線図を今後まとめていかなければなりませんので、それによって両サイドになるか、片側でいけるか、ちょっとその辺はまだ具体的な内容はちょっと把握いたしておりません。今、考えられるのは両側になるかというふうには考えております。

委員長 5号線だけですね、今のところ予定されているのは。

都市整備
課参事 今、5号線の通称服部道から北口の駅前広場の約100m程度です、その区間を今検討しております。

委員長 他によろしいですか。

(な し)

委員長 ないようですので、本件につきましても、一定の審査を行ったということによって終わっておきます。

次に、2. 12月定例会に提出が予定されています議案について、あらかじめ説明を受けることにいたします。

まずはじめに、(1)町道認定及び路線変更について、説明していた

だきたいと思います。理事者の説明を求めます。

加藤建設課長。

建設課長

それでは、12月定例議会に上程を予定しております町道認定及び路線変更につきまして、配布いたしております資料2によりましてご説明させていただきます。今回、開発道路の帰属等による2路線及び未登記整理事業にかかる2路線の認定と、道路新設改良事業にかかる1路線の延伸及び開発道路の帰属に伴う1路線の延伸による路線変更をお願いするものであります。まず、1枚目の管内図にそれぞれ6路線の位置を示しております。それでは、整理番号順に各路線のご説明をさせていただきますので、次のページをご覧ください。

まず、整理番号1番、町道4052号線でございますが、興留1丁目221番8先を起点とし、興留1丁目222番1を終点といたします延長35.0m、最大幅員13.2m、最小幅員6.0mで都市計画法の29条によります開発道路として、町に帰属を受けた道路でございます。

次に2番、町道4053号線でございますが、興留4丁目283番2先を起点とし、興留4丁目283番6先を終点といたします延長34.4m、最大幅員9.6m、最小幅員5.2mで、これにつきましても都市計画法の29条によります開発道路として、町に帰属を受けた道路でございます。

次に3番、町道569号線でございますが、神南5丁目427番1を起点とし、神南5丁目433番9を終点といたします延長123.0m、最大幅員5.5m、最小幅員3.8mで未登記整理事業として、底地整理を行った道路でございます。

次に4番、町道570号線でございますが、神南5丁目432番8を起点とし、神南5丁目389番2先を終点といたします延長92.2m、最大幅員5.6m、最小幅員3.7mで、これにつきましても未登記整理事業として、底地整理を行った道路でございます。

次に、変更する2路線につきまして、まず5番、町道564号線でございますが、道路新設改良により整備したもので、起点は変更ございま

せんが、終点を神南3丁目504番2先から神南3丁目489番1先に変更し、延長を147.9m延伸し、240.6mに、また最大幅員は変更ございませんが、最小幅員を4.5mから4mに変更するものであります。次に6番、町道566号線でございますが、開発道路の帰属によるもので、起点は変更ございませんが、終点を龍田西5丁目1219番12先から龍田西5丁目1214番2に変更し、延長を92.0m延伸し、120.4mに、また最大幅員を10.3mから10.8mに変更するものであります。

以上が、12月定例議会に上程を予定しております町道認定について、認定に附すべき路線として4路線、変更する路線として2路線の合計6路線の説明とさせていただきます。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。

(な し)

委員長 ないようですので、次に、各課報告事項についてを議題といたします。まずはじめに、(1)平成21年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)について、理事者の説明を求めます。

清水都市建設部長。

都市建設部長 それでは、平成21年度一般会計補正予算(第7号)につきまして、都市建設部所管に関するものにつきまして、説明させていただきます。

資料3に基づきまして説明させていただきたいと思っております。まず、表面でございますが歳入でございます。

中段よりやや下でございます第15款 県支出金の第2目 衛生費県補助金では地球環境保全対策費等補助金が交付されることに伴いまして、1,700万円を増額するものでございます。この地球環境保全対策費等補助金と申しますのは、環境省が所管されておりまして、地球温暖化対策等の喫緊の環境問題を解決するためには不可欠である地域の取組

を支援すること、それと当面の雇用創出と中長期的に持続可能な地域経済社会を構築するための事業を実施するために、都道府県または指定都市に基金を造成されたものでございまして、奈良県におきましても名称を地域グリーンニューディール基金を設けられておりまして、今回この奈良県の基金に対しまして交付申請を行ったところ決定をいただいたものでございます。

次に、その下にございます第4目 商工費補助金では、奈良県緊急雇用創出事業補助金交付要綱に基づきまして、交付申請手続きを行いましたところ、今回交付決定を受けましたことから、435万6千円の増額をお願いするものでございます。

次に、第17款 寄附金の都市計画費寄附金ではふるさと納税制度によります寄附金で景観保全にという、ご指定をされていることから、当該事業に充当しようとするものでありまして、2万円の増額をお願いするものでございます。

それでは、裏面をご覧いただきたいと思えます。歳出でございまして、第2款 総務費の一般管理費では臨時職員の雇用ということで544万3千円を増額させていただくものでございますが、財源といたしましては、歳入で説明申し上げましたように緊急雇用創設事業補助金を充てるものでございます。

次に、第6款 商工費の第4目 法隆寺iセンター管理費 法隆寺iセンターの充実では、歳入で説明いたしました地球環境保全対策費等補助金1,700万円を財源といたしまして、法隆寺iセンターの空調設備の更新及び先ほど副町長からも説明ございましたように、館内照明をLED電球及び蛍光灯に入れ替えを行うことによりまして、省エネルギーそしてCO2の排出量の削減を図るものでございまして、1,700万円の増額をさせていただくものでございます。

次に同じく、第7款 土木費の公園費であります。まず、公園の維持管理では、町が管理しております神南公園の遊具を更新するために、126万円の増額補正をお願いするものでございます。具体的な内容といたしましては、本年度に実施をいたしました公園遊具の施設の安全点

検におきまして、同公園内の全ての遊具が使用停止の判定をされたところでございます。それらの遊具につきましては、設置後約34年を経過しておりまして、支柱、梁、滑り台の滑走面などの主要部材の劣化が激しいことから現在使用停止となっておりますが、地元自治会とも協議させていただく中で、公園遊具の安全性の確保という観点から、現行の遊具設置の安全基準がございまして、それに適合したものに更新するため増額補正をお願いするものでございます。

また、公園・広場維持補修等に関する支援では、自治会で管理していただいております公園遊具につきましても、本年度に実施いたしました遊具の安全点検の結果、使用停止等の措置をしていただいている遊具がございまして、それらの遊具等の補修に対する補助金につきまして、25万2千円の増額をお願いするものでございます。具体的に申し上げますと、この安全点検におきまして、自治会管理の公園のうち12の公園で設置されている遊具が使用停止となったところでございます。これらの遊具の維持補修につきまして、各自治会でその対応方法を取りまとめをしていただきまして、その結果10の自治会から補助金の申請がございました。これらの遊具につきましては日常的に地域のお子さんや住民の方々が、利用されている施設でもあることから、その補助申請に対応するために、予算の増額をお願いするものでございます。

なお、第5款農林水産業費、第6款商工費及び第7款土木費、それぞれの最上段に「人件費所要額（人事院勧告等影響額）」といたしまして補正額の欄には「※」を記載を記載したものがございまして、

これは、人事院勧告に伴います期末勤勉手当等の減額、及び共済組合の負担率の改定等に伴いまして、人件費の補正をお願いするものでございますが、具体的な額につきましては一番下段にもございますように、現在算定中でありまして、そういったことから「※」で表しております。12月定例会におきましては確定額で計上することになるわけでございますけれども、その点お含み置きいただきまして、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

また、第7款土木費の公共下水道事業への支援につきましても、「※」

で表しております。これにつきましても下水道事業における人事院勧告等の影響額に対する追加支援でございまして、金額につきましましては現在のところ確定してございません。

以上、簡単ではございますが、平成21年度一般会計補正予算（第7号）の内、都市建設部所管の部分につきましての説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。

里川委員 内容についてはなんら異論はないんですけども、土木費で、公園の維持管理で公園の遊具について使用禁止にしているということですが、昨日やったか、一昨日やったか使用禁止にしている遊具を使ってはって、子どもさんえらい事故起こったというの、私テレビでちょっとちらっと見たんですけどもね。補正予算組んで改修をやっていただくのはいいんですが、そういう事故がないように使用禁止であればそれが徹底されるかどうかというのを、きちっと安全確保しながら進めていただきたいなと思っておりますので、お願いしておきます。

委員長 他にございますか。

(な し)

委員長 それでは、2点ほど質問したいと思います。

歳出の商工費第6款で、iセンターの省エネ電球入れ替え及び空調関係で1,700万っておっしゃったんですけども、ちょっと金額的にえらい金額なので、ちょっと大まかなところ、どれがどれだけいるのか教えていただけないでしょうか。 観光産業課長。

観光産業課長 これは省エネという形で今考えておりますねんけども、内容的に言いますと、iセンターの電球、蛍光灯すべて約391本ありますねんけど、

これをLEDタイプの照明に替えていこうと考えております。一部展示用のハロゲン球ありますねんけども、これは照明温度とかの調整でLEDでは対応難しいかなというところはありますねんけど、それを除いても368本の器具を、蛍光灯も含めましてLEDに交換していこうというものです。LED電球の消費電力は電球につきましては通常の8分の1程度、それから蛍光灯につきましても7分の2程度というタイプになりますんで、省エネになろうかという形で思っております。それと空調につきましても今現在設置してから12年になります。今後また不具合、修理等が出てくる状況になってきましたんで、この際、こういう環境タイプの、省エネタイプのものに替えていこうという形で、グリーンニューディール基金の募集がありましたんで、それを計画書出したところ認めたらという形で100%補助でやっていくということでございます。

委員長 もう1点すいません。先ほど里川委員もおっしゃいましたけども、公園の遊具12か所のうち10か所から支援の要請があって25万2千円という歳出なんですけども。これは定期的に遊具検査は行われて、定期的に自治会、会長なりにこういう支援要請されますかというのをされてるんですかね。

都市整備課長 現在のところ公園の遊具の点検につきましては、年に2回やっております。春に精密な点検を専門の技術者をもって行いました。冬にももう1回行います。その都度こういった今回みたいな使用停止も含めまして、今の状況を各自治会長さんに連絡申し上げまして、補助金等のご案内を申し上げたうえですね、対策のほうを講じていただくという形にしております。

委員長 この支援金は全額ですか、それとも何割という規定があるんですか。

都市整備課長 町の要綱では、基本的には2分の1で、20万円までということの限定をしております。

委員長 他によろしいですか。

(な し)

委員長 ないようですので、次に（２）平成２１年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）について、理事者の説明を求めます。

上田下水道課長。

下水道課長 それでは、平成２１年度 斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）についてご説明申し上げます。

公共下水道事業特別会計におきましては、人事院勧告及び職員共済組合負担利率の改変に伴う人件費の補正及び、それらに伴う一般会計繰入金の補正をお願いするものでございます。

額等につきましては、現在精査中でございますので、補正内容のご報告のみとさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、平成２１年度 斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）についてのご報告とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。

(な し)

委員長 次に、（３）平成２１年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第３号）について、理事者の説明を求めます。

清水上水道課長。

上水道課長 平成２１年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第３号）についてでございます。この件につきましても同じく、人事院勧告に伴います職員給料等人件費の減額補正をお願いするものでございまして、金額等について

は現在積算中でございます。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。
里川委員。

里川委員 水道事業会計なんですけどもね。水道課のほうでは、この春職員の数が減って、回っていけないのかなと心配していたところですね、立て続けに職員さんが病気になられて2名入院なさったりという、そんな状況。お一人はもう復帰されましたけども、まだ一人、それで臨時職員さんを採用してはんのかなと思うんですけども。そういうのは予算的にはどんなふうになってんのかなっていうふうに今ちょっと思ってたんですけども。そのへんは補正予算組まなくても、なんて言うんですか、課内でできてるかどうか、そのへんの処理の仕方、会計のね、それちょっと尋ねておきたいなと思うんですけども。

上水道課長 今、委員さんの言われているとおりでございまして、2名の職員が病気になりまして、現在1名は復帰しておりますが、1名は現在入院中ということでございます。そして今1名の臨時職員を雇っておるところでございまして、この関係につきまして補正予算を組まないでいけるのかというようなことではございますが、課内の中での流用等を全て網羅しておる中では、補正予算はなくていける状態でございます。以上でございます。

委員長 他、よろしいですか。

(な し)

委員長 ないようですので、次に(4)斑鳩町産業フェスティバルの開催について、理事者の説明を求めます。

川端観光産業課長。

観光産業
課長

それでは、今月の29日（日）に中央公民館で開催いたします、産業フェスティバル2009についてご報告いたします。いつもでしたらお手元に予定のチラシを配布しますねんけど、今現在作成中で各戸配布という形で思っていますんで、2週間前程度になりますんで、またちょっと作成中でございますんで、ありませんので、口頭でご説明させていただきます。これは、実行委員会により本年度の産業フェスティバルについての方針、また実施に向けての関係者の皆様により、現在準備を進めているところであります。

計画の概要を申し上げますと、まず、恒例の農産物品評会、これはフェスティバル前日の28日土曜日に、午前中に受付を行って午後から北部農林振興事務所の技師の方々を中心に審査を行う予定であります。各農家には事前にすべての申し込みを送っております。審査結果については、29日のフェスティバルにおいて公表するとともに、各受賞者の方々を表彰させていただきたいと考えております。

次に、当日の29日であります、午前10時より中央公民館前で、農産物及び商工物産の即売会や各種団体のバザーなどを参加を得て実施いたしたいと思っております。また、農業委員会が中心に進められておられます、遊休農地解消対策事業の一環として、遊休農地を活用した試験展示圃の補助設置によって、「そば」「菜の花」の栽培の事業経過等を、また多くの住民の方々に知っていただくため、昨年引き続きましてパネル展示の紹介と、展示圃で収穫されたそばを利用した、好評でありますそば打ち体験コーナーやそば粉・黒米・菜の花油の展示と即売を企画されています。

次に、ホールにおきましては、午後より式典を行い、農業部門、商工部門の優良者の表彰、先ほど申しました農産物品評会特賞の皆様方の表彰と、小学校児童による農業体験の発表をしていただく予定となっております。演芸につきましても楽しんでいただこうと今現在計画しているところでございます。

また、商工会による、「龍田市」につきましましては、引き続き龍田神社じ

やなくて中央公民館で商工関係者の皆様方により開催を計画していただいております。

例年多くの来場者の方々に楽しんでいただいております。好例となっておりますこのイベントが農業・商業の関係者の皆様と斑鳩町の住民の皆様方の交流の場となるように、努力していきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。

(な し)

委員長 ないようですので、他に理事者側から何か報告しておくことはありませんか。 川端観光産業課長。

観光産業課長 皆様、ご存知のある方もおられると思いますねんけど、「中宮寺門前そば」というのを見かけると思います。これは、遊休農地解消対策の一環として、農業委員会が中心となって取り組んでいただいております、実証展示圃でそばの栽培をしておられます。今年も順調に収穫が終わっております。このそばを使った特産物として、製麺メーカーであります株式会社ダイトク及び中宮寺の全面的な協力によりまして、「中宮寺門前そば」の、今現在は生そばのタイプが完成しております。本年の10月4日には、試作品による試食会を中宮寺において、関係者の皆様方の参加を得て行っております。門前そばの今後ですが、生そばにつきましては、順次スーパー等において販売することになっております。現在決まっているのは、町内にはないですけど、中村屋、エーコープ、ヤマト一、サンコー九条、いおり摂津ということで、これが11月16日から販売開始と聞いております。

次に、「中宮寺門前そば」の乾麺のほうであります。これが町としても期待している分でございますねんけど、この乾麺につきましては、斑鳩町の土産物、特産物として開発を急いでもらっております。一応予定

では12月中には完成すると聞いている状況です。完成の折には、斑鳩町の土産物として、斑鳩町内各小売店で販売できるよう、商工会、また物産組合とも協議を現在行っております。今後も協議して行って斑鳩町の商工会の振興につながればというふうに考えているところであります。以上です。

委員長 以上、各課報告事項については、終わります。

続いて、4. その他について、各委員より質疑、ご意見等があればお受けいたします。 中川委員。

中川委員 6月定例会で一般質問させていただいた龍田3丁目地内の個人の私有物を町道に放置されているという問題なんですが、大変住民の方難しい性格の方でございますが、職員の方々の努力によってきちりと解決していただいたことに心からお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

委員長 他にございますか。

(な し)

委員長 ちょっと暫時休憩します。

(午前10時31分 休憩)

(午前10時32分 再開)

委員長 再開します。他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、その他についてはこれをもって終わります。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。
なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いた
だきたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり副町長の挨拶をお受けします。

芳村副町長。

(副町長挨拶)

委員長

これをもちまして、建設水道常任委員会を閉会いたします。ご苦労様
でした。

(午前10時33分 閉会)